

# 令和２年度 府省及び関係団体 陳情書

(社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合)

## ＜厚生労働省職業関係 陳情書＞

### 【１９条関係】

1. 視覚障害者の三療（あはき）における業権を擁護し、あん摩マッサージ指圧を生業にしている者達の自活と生活の向上を図るため、あん摩師等法第１９条を堅持すること。

### 【新型コロナウイルス感染症対策】

2. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、休業を余儀なくされた三療（あはき）の治療院等に対しても休業協力金の対象とすること。または、同等の補助金制度を新設すること。
3. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、患者が激減し、中長期的にわたり収入が減少した三療（あはき）を生業としている視覚障害者に対して、売り上げ補填等の継続的な経済支援を行うこと。

### 【無免許・無資格】

4. 三療（あはき）における無免許・無資格医業類似行為者、違法業者の取り締りを強化すること。
5. 無資格業者ないし、無免許者が「マッサージ」と広告したり、「医学的効果」があるかのごとく誇大広告をすることに対し、徹底した指導と取り締りを強化すること。

6. 無資格業者ないし、無免許者を徹底的に取り締まるため、あん摩師等法1条の「手技療法」の定義を明確にすること。
7. 「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会」において示された「非医業類似行為」という表現は、ガイドラインに掲載しないこと。

#### 【受領委任制度】

8. はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いを、医療と併用できるように見直すこと。
9. 受領委任制度における三療（あはき）の同意書の取扱いを柔道整復師と同等にすること。

#### 【職場介助者（ヒューマンアシスタント）・ジョブコーチ】

10. 視覚障害のある公務員が職場介助者制度やジョブコーチを利用できるようにすること。
11. 視覚障害を有する三療（あはき）自営業者に対しては、本年10月から開始される「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」に意思疎通支援事業の代筆・代読支援を含めた支援とすること。

#### 【雇用・就労関係】

12. 一般雇用の推進のため、支援の基盤となる自立訓練事業所の充実を図るとともに、同訓練所の新規開設を推進すること。就労後のICT（情報通信技術）のスキルアップのための新たな研修制度を創設するとともに指導員を育成すること。
13. 視覚障害者の職域を広げるため、公的機関等が視覚障害者のヘルスキーパーを雇用すること。とりわけ、障害者雇用を推進する中心の省庁である厚生労働省が、他省庁に先がけて範を示すこと。

14. 視覚障害者の一般就労を拡大するため、視覚障害特性に適した職業訓練体制の整備及びジョブコーチを育成すること。
15. 公務部門において、国が率先して障害別の雇用を促進するよう、各府省連絡会議等において働きかけること。そのためにも、各府省の障害別の雇用状況を分かりやすく公表すること。
16. 毎年6月1日現在における障害者雇用状況調査（61調査）においては、身体、知的、精神、その他の障害という大きなくくりだけではなく、身体の中の視覚障害というように、障害の部位別の状況についても調査・公表すること。

#### 【雇用・就労環境の改善】

17. 視覚障害者の経済的基盤の安定のため、国だけではなく、地方公共団体においても、積極的に視覚障害者を雇用し、長期にわたるサポート体制を構築するよう指導すること。
18. 視覚障害者が希望した職業で安定して働き続けられるよう、人的支援、支援機器の導入、歩きやすい環境の整備等、更なる雇用環境の改善をすること。特に、昨今のテレワークの推進に伴い、本人認証、セキュリティ対策において、視覚障害者が取り残されないようにすること。
19. 視覚障害者の三療（あはき）の免許取得者に対して、技術力向上のため卒後研修を充実すること。
20. 地方厚生局からの集団指導の通知を視覚障害者に配慮したものにすること。